

札幌市医療機関非常用電源設備設置等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、非常用電源設備の設置又は更新（以下「設置等」という。更新には老朽化による交換を含まない。）を行う医療機関に対し、補助金を交付することにより、大規模停電時等における医療の確保を図り、もって災害時の医療体制の強化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 設置等開始日 補助対象設備の購入又は工事の契約の締結（予定）日をいう。
- (2) 設置等完了日 引渡証明書の引渡日又は工事完了証明書の完了（予定）日をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかの施設の開設者とする。

- (1) 医療法第7条第1項の規定に基づき許可を受けた札幌市内の病院
- (2) 医療法第7条第3項の規定に基づき許可を受けた又は同法第8条の規定に基づき届出をした札幌市内の診療所（歯科医療のみを提供する施設を除く。ただし、夜間救急対応を行い、災害時にも歯科医療を提供する施設についてはこの限りではない）

(補助対象設備)

第4条 補助の対象となる非常用電源設備とは、別表1にそれぞれ掲げるとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、停電時等における医療機関の診療体制の確保及び入院患者等の安全確保のために必要な非常用電源設備の設置等に係る経費とし、第4条に規定する補助対象設備及びその設置工事に係る費用の総額とする。ただし、経年劣化による更新、修繕に係る費用は除く。

また、補助対象経費に関し、他の補助金等の交付を受けていた場合は、当該補助金等と同額を減額したものを補助対象経費とする。

なお、医療施設と医療施設以外の施設が一体となっている施設（特別養護老人ホーム等）で共用する場合には、補助対象設備及びその設置工事に係る費用の総額に、医療施設の床面積を当該施設全体の床面積で除して得た数値を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てるものとする）とする。

(補助金交付額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で、次により算出された額とする。ただし、算出さ

れた額に1,000円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表2の第1欄に定める区分ごとに、同表の第2欄に定める基準額と補助対象経費に、別表2の第3欄に規定する補助率をそれぞれ乗じる。
- (2) (1)により算出された2つの額を比較して少ない方の額とする。
- (3) 補助金交付額は、1医療施設につき、(1)で適用した基準額に補助率を乗じた額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める日までに、交付申請書(様式1)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の交付申請書を受領したときは、その内容を審査の上、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、交付決定通知書(様式2)により申請者に通知する。

(交付条件)

第9条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象設備の設置等が補助金の交付を申請した年度内に完了すること。
- (2) この要綱の規定に従うこと。

(変更承認申請等)

第10条 申請者は、第8条の通知のあった後、補助対象事業を変更し、又は、中止しようとするときは、変更承認申請書(様式3)又は中止承認申請書(様式4)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合、その内容を審査の上、相当と認めるときは変更又は中止の承認を決定し、変更承認通知書(様式5)又は中止承認通知書(様式6)により通知する。

(事業報告)

第11条 申請者は、補助対象事業が完了した場合、又は、前条第2項の中止承認通知書による通知があった場合は、すみやかに、かつ当該年度の3月31日までに事業報告書(様式7)を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の事業報告書の審査、必要に応じて行う実地調査等により、交付決定(変更承認及び中止承認を含む。)の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式8)により通知する。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の通知の後、申請者からの請求に基づき補助金を交付する。

(補助金の経理)

第14条 申請者は、補助対象事業についての帳簿を備え、補助対象事業に係る経費と他の経費とを明確に区分して経理し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 前項の経理を行う場合、その支出内容を証する書類を整備して、前項の帳簿とともに補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消等)

第15条 市長は、第10条第1項の規定に関わらず次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 第8条又は第10条第2項に基づく通知に記載された補助条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為がなされたとき。
- (3) 申請者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、申請者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 補助対象事業に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。この場合において、ウ中「申請者」とあるのは、「自社」と読み替えるものとする。

キ 補助対象事業に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当する場合に、札幌市が申請者に対して当該契約の解除を求め、申請者がこれに従わなかったとき。この場合において、ウ中「申請者」とあるのは、「自社」と読み替えるものとする。

- (4) その他補助することが不相当と認められる事実があったとき。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は前条の場合において、申請者に対し既に交付された補助金の全部又は一部について返還を命じることができる。

2 市長は、第 9 条により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(加算金)

第 17 条 申請者は、前条により補助金の返還を命ぜられたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を札幌市に納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第 18 条 市長は、申請者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は加算金の全部又は一部を納付しない場合において、申請者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(要綱の期限)

第 19 条 この要綱の期限は、令和 4 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 26 日から施行する。

別表 1

1 品目	2 要件
非常用自家発電設備	非常の用に供する固定式又は可搬式の自家発電設備とする。
蓄電池	非常の用に供する、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置とする。
燃料タンク	非常用自家発電設備に伴うもので、容量を増大するものとする。
電気回路（増設）	非常用自家発電設備に伴うもので、電源を供給する系統を増やすためのものとする。

別表 2

1 区分	2 基準額（※1）	3 補助率	4 発電能力（※2）
(1) 病院	30,000千円	3分の1	100kVA 以上
(2) 有床診療所ほか 透析医療機関	12,000千円	3分の1	100kVA 未満 かつ1kVA 以上 (0.5kWh 以上)
(3) 無床診療所	300千円	3分の1	1kVA 未満 (0.5kWh 未満)

※1 人工透析等を行う医療機関については、必要な発電能力に合わせての区分の変更を認める。

※2 蓄電池の場合は（）内の能力を適用する